

医療機関連携型生活習慣病重症化予防モデル構築 業務委託仕様書

1. 件名

医療機関連携型生活習慣病重症化予防モデル構築業務委託

2. 目的

本市においては、生活習慣病有病率およびメタボリックシンドローム該当者・予備軍の比率が高水準にあり、重症化予防が喫緊の課題となっている。

本業務は、PHR（PHR：Personal Health Record）アプリ等のデジタル技術を活用し、市内医療機関と連携した新たな健康管理モデルを構築することを目的とする。また、医師によるアプリの推奨（処方）や診療へのデータ活用、および高齢者等のデジタル不慣れな層への支援体制（院内測定システム等）を整備することで、市民の行動変容を促し、将来的な医療費適正化および市民の Well-Being 向上を図るものである。

3. 履行期間

契約締結日 から 令和11年3月31日まで

※本事業は、令和8年度中に後述の医療機関連携型生活習慣病重症化予防モデルを構築すること。令和9年度及び令和10年度については、事業効果、利用状況、医療機関の意向等を踏まえ、受注者と医療機関との個別契約等による自走的な運用への移行を想定しており、「9. 目標指標（KPI）」①～⑤の項目について、本市から求めがあった際は、達成状況について報告すること。

4. 履行場所

本事業に協力いただける市内医療機関

5. 実施体制

受注者は、本事業の実効性および専門性を担保するため、以下の機関等と連携した実施体制を構築すること。

(1) 本事業のロールモデルとなる市内医療機関の選定

- ①受注者は市内の医療機関へ事業内容を説明し、理解をいただいたうえで、**5施設**を「モデル医療機関」として選定すること。
- ②受注者は、選定したモデル医療機関の医師が患者に対してPHRアプリを推奨（処方）し、診療に活用する運用フローを確立すること。
- ③受注者は、選定したモデル医療機関の医師やスタッフと密に連携し、円滑な導入支援を行うこと。

- ④受注者は、選定したモデル医療機関の医師やスタッフからの問合せや障害発生時の対応を行う窓口を設置する等、運用サポートを行う体制をとること。

(2) 医学的知見を有する大学、研究機関または専門機関等との連携

- ①受注者は配信する運動・栄養指導コンテンツの信頼性を担保するため、医学的知見を有する大学、研究機関又は専門機関等による監修体制を確保すること。
- ②受注者は効果検証（データ分析）において、医学的見地からの助言や評価を得られる体制をとること。

(3) システム提供会社

- ①受注者はP H Rアプリ、医療機関用管理システム及び院内測定システム等を安定的に提供すること。（P H Rアプリ、医療機関用管理システム及び院内測定システムの機能については、「7. 機能要件」を参照）
- ②受注者はセキュリティ対策、不具合対応、機能改善等に迅速に対応できる保守体制を有すること。

6. 業務内容

受注者は、本仕様書に基づき、以下の業務を行うものとする。

(1) 生活習慣病管理システムの提供および運用保守

- ①患者用P H Rアプリおよび医療機関用管理システムのライセンス（クラウド等を活用したサービス提供形態に対応することが望ましい）を提供すること。
- ②システムの安定稼働に向けた保守・運用管理、セキュリティ対策を行うこと。
- ③システムについては、P C、スマートフォン又はタブレット端末から利用可能であること。

(2) 医療機関への導入支援および連携体制の構築

- ①市内モデル医療機関へのシステム導入支援、操作説明会を実施すること。
- ②医療機関の医師やスタッフに対する運用マニュアルの作成、配布及び対応を行うこと。

(3) デジタルデバイド対策（院内測定システムの整備）

- ①スマートフォン等を保有しない又は操作が困難な高齢者等が利用するための「院内測定システム」を提供すること。
- ②提供する院内測定システムは、P C又はタブレット端末、P H Rアプリとの自動連携する機能がついた血圧計及び体重計等を想定しており、これらを調達、キッティング、医療機関への設置及び通信環境の維持を行うこと。

(4) 利用促進および効果検証

- ①1人でも多くの患者に参加してもらえるよう利用登録促進を目的としたパンフレット等の広報媒体を作成すること。
- ②データ（登録者数、継続率、バイタル改善度等）の集計及び分析を行うこと。

③各患者に対する P H R アプリ介入期間は **3 か月以上**を確保し、介入前後のデータ（バイタル数値、行動変容度等）比較による効果検証を行うこと。

④デジタル庁推奨の「Well-Being 指標（健康状態・デジタル生活）」等を用いたアンケート調査の実施及び効果測定を行うこと。

(5) 事業報告

①適宜、進捗報告を行うこと。

②本業務の完了時に事業実績報告書を作成し、説明を行うこと。

7. 機能要件

提案するシステムは、以下の機能要件を満たすこと。

(1) 患者用 P H R アプリ機能

①**バイタル記録**：患者自身がスマートフォン等で歩数、体重、血圧、運動実績記録等が入力でき、自動でグラフ化されること。またそれらを利用者本人が閲覧・確認できること。

②**教育コンテンツ**：専門機関監修による、信頼性の高い運動・栄養指導動画や記事が配信できること。

(2) 医療機関用管理システム機能

①**患者データ参照**：医師・スタッフがタブレット等から診察時に患者の P H R データ（バイタル推移等）を容易に参照できるダッシュボード機能を有し、一覧表示すること。また、P H R データを時系列でグラフ表示できること。

②**療養計画書作成支援**：患者が事前に入力した W e b 問診等で収集した情報を基に、「生活習慣病管理料」算定に必要な療養計画書を自動生成（ドラフト作成）する機能を有すること。

所要時間：医師との問診終了後、システム上で短時間に療養計画案を生成し、提示できること。

編集機能：自動生成された療養計画書に対し、医師が画面上で確認・修正・追記ができること。

出力機能：完成した療養計画書を P D F 化し、患者への手渡し用や同意取得用として、院内プリンタで印刷ができること。

履歴管理：過去に作成した療養計画書の履歴を保存・参照できること。

③**診療報酬請求支援**：レセコンデータ・療養計画書データ等から「充実管理加算 1」等、今後の医療 D X 推進に資するデータ出力・帳票作成機能を有することが望ましい。

④患者管理・設定機能：導入医療機関ごとの患者アカウントの紐付け、患者基本情報の登録、編集、一覧表示及び検索ができること。

担当医師・スタッフごとのアカウント管理ができること。

(3) 院内測定システム

①簡易認証：スマートフォン等を持たない利用者でも、診察券番号や氏名選択等により簡易に個人認証ができること。

②自動連携：設置された測定機器（血圧計・体重計）で測定したデータが、操作を要せずに自動的に、個人の記録として蓄積されること。

8. セキュリティ要件

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」並びに経済産業省及び総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠したセキュリティ対策を実施すること。

9. 目標指標（K P I）

本業務において、下記の目標指数（K P I）の達成及び報告を行うこと。

また、指標達成、2年目以降の事業継続に向けた具体的な提案・施策を行うこと。

①事業参加医療機関数：本事業に参加したモデル医療機関数

令和 8 年度 5 施設

令和 9 年度 8 施設

令和 10 年度 11 施設

②アプリ登録者数（累積）：PHRアプリの登録者数（累計）を測定すること。

令和 8 年度 500 名

令和 9 年度 1,040 名

令和 10 年度 1,980 名

③アプリ利用者の Well-Being 指標：デジタル庁等が公表する Well-Being 指標を参考に、利用者アンケートにより事業効果を把握すること。

全ての PHR アプリ利用者の利用開始時と毎年度末にアンケートを実施し、前回のアンケート結果に対してどれだけ Well-Being 指標が向上したかを測定する。

なお、Well-Being 指標のアンケート因子は「幸福度・満足度」「医療・福祉」「デジタル生活」「健康状態」を対象とする。

令和 8 年度	前回測定比 0.1 ポイント向上
令和 9 年度	前回測定比 0.3 ポイント向上
令和 10 年度	前回測定比 0.5 ポイント向上

④脳心血管イベント発症率： P H R アプリ登録者のうち、高血圧症の診断がある患者数を分母とし、そのうち脳心血管イベントの発症者数を分子とした脳心血管イベントの発症率を測定すること。

令和 8 年度	0.6%以下
令和 9 年度	0.6%以下
令和 10 年度	0.6%以下

⑤健康行動改善指標： アプリ継続率、運動習慣、体重変化、血圧変化等について、利用前後比較等により分析・評価すること。

10. 納品物

- (1) 実施計画書（着手時）
- (2) 運用マニュアル（医療機関用・患者用）
- (3) 広報媒体（チラシデータ等）
- (4) 事業実績報告書（①～⑥は令和 8 年度末のみ、⑥は毎年度末報告すること）
 - ①本市との打ち合わせ報告
 - ②医療機関への説明会資料
 - ③導入支援等の報告
 - ④データ分析の結果及び評価
 - ⑤医療機関や患者から問い合わせがあった内容等
 - ⑥目標指標（K P I）の報告

11. その他

- ①本業務の遂行にあたっては、本市と緊密に連携を図ること。
- ②仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、本市及び受注者協議の上決定するものとする。
- ③本事業は国の交付金及び府の補助金を活用するため、国及び府への報告に必要なデータの提供や資料作成に協力すること。
- ④アプリ等により個人情報収集する際は、患者に対して本事業の個人情報の取扱いに関する同意を得たうえで実施すること。
- ⑤本業務により生成された分析結果等については、本市に帰属するものとする。ただし、アプリ等から収集した個人情報については、本市に帰属せず、受注者又は

医療機関において適切に管理運営すること。

- ⑥受注者は、本事業終了後の自走的な運用（受注者と医療機関等との個別契約への移行）を見据え、**医療機関および利用者が負担することとなる標準的な利用料金体系およびサービス継続モデルを提案書にて提示すること。**
- ⑦本業務で提供するシステムについて、履行期間中における診療報酬改定、関連ガイドラインのアップデート及びデジタル庁等が示す最新の仕様変更に対し、受注者の責任と費用において遅滞なく対応（システム改修等）を行うこと。
- ⑧本業務委託終了後の受注者と医療機関との個別契約等による自走的な運用への移行後は、受注者において本市のより多くの医療機関と個別契約を行い、より多くの患者が利用することで、市民の行動変容を促し、医療費適正化および市民の Well-Being 向上に努めること。
- ⑧受注者は、本業務で知り得た個人情報について、個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。また、契約終了後も同様とする。